

鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第11号

鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県青少年健全育成条例施行規則（昭和56年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(フィルタリングの機能の基準)</p> <p>第5条 条例第12条の2第1項の規則で定める基準は、次に掲げるもののいずれについても、文字、音声又は映像の全部又は一部の受信を防止することが選択できる機能を有するものであることとする。</p> <p>(1)～(3)</p> <p>(4) <u>条例第11条第1項第4号ア及びイに掲げる物</u>（以下この号において「<u>薬物等</u>」という。）の入手方法、使用方法又は作用を教示して<u>薬物等</u>の使用を唆し、又は助けるもの<u>その他薬物等</u>の使用を誘発するおそれのあるもの</p> <p>(5) 略</p> <p>(有害図書類の指定の基準)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>条例第13条第1項第3号の規則で定める基準は、</u> <u>全体的な内容が条例第11条第4号アに規定する薬物</u> <u>(以下この項において「薬物」という。)の使用を</u> <u>興味本位に取り扱うことを主眼としていると認めら</u> <u>れるもので、次の各号のいずれかに該当するもので</u> <u>あることとする。</u></p> <p>(1) <u>薬物の危険性及び法令等の規制について十分</u> <u>に示さないで、薬物が心身に及ぼす作用又は使用</u> <u>場面を具体的に表現するもの</u></p> <p>(2) <u>薬物の価格、入手方法、使用方法又は製造方</u> <u>法を詳細かつ具体的に表現するもの</u></p> <p>(3) <u>その他素材、表現等が前2号のいずれかと同</u> <u>程度以上に青少年の薬物の使用を誘発し、又は助</u> <u>長するおそれのあるもの</u></p>	<p>(フィルタリングの機能の基準)</p> <p>第5条 条例第12条の2第1項の規則で定める基準は、次に掲げるもののいずれについても、文字、音声又は映像の全部又は一部の受信を防止することが選択できる機能を有するものであることとする。</p> <p>(1)～(3)</p> <p>(4) <u>条例第11条第1項第4号アからエまでに掲げ</u> <u>る物</u>（以下この号において「<u>薬物</u>」という。）の入手方法、使用方法又は作用を教示して<u>薬物</u>の使用を唆し、又は助けるもの<u>その他薬物</u>の使用を誘発するおそれのあるもの</p> <p>(5) 略</p> <p>(有害図書類の指定の基準)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。